

令和 7 年度 第 1 回 川西市介護保険運営協議会生活支援体制整備部会
(第 1 層協議体兼地域ケア推進会議)

日時：令和 7 年 5 月 28 日（水）午後 2 時から午後 4 時

場所：川西市栄町 25 番 1 号 アステ川西 6 階

アステ市民プラザ ルーム 2

出席者：生活支援体制整備部会員 12 名（※別添 名簿参照）

傍聴者：なし

(以下、福祉と医療の総合情報サイト〈かわにしサポートナビ〉をかわナビとする。)

1.開会

(1) 新部会員 3 名の自己紹介

山本 敏行氏、夏目 幹也氏、上中 洋司氏

2.報告事項

訪問型支えあい活動支援事業の拡充について

(別添資料 令和 7 年 5 月 28 日 生活支援体制整備部会 資料 1)

訪問型支えあい活動とは、誰もが自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けるため、日常生活のちょっとした困りごとを地域住民が主体となって、ごみ捨て・買い物・庭木の手入れなどの困りごとの手助けを行う活動で、生活援助を広く対象としている。本市で行われているこの活動は、住民間のつながりを深め、互いに見守り、支え合い、また、地域活動と地域包括支援センター・市社会福祉協議会がつながることで、誰もが暮らしやすい地域づくりに役立っている。

また、「訪問型支えあい活動支援事業」とは、「誰もが自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けるため、高齢者等の自立した生活環境の維持、活動者自らの介護予防の促進、住民主体による自助・互助の充実を図ることを目的に、地域の実情に応じて、住民主体で実施している「訪問型支えあい活動」を行う団体に対し活動に要する経費の一部を市が予算の範囲内で補助し、地域で行われる「訪問型支えあい活動」の継続と発展につなげるもの」。

本部会でも、ご協議いただいた本事業の令和 6 年度実績としては、令和 6 年 7 月から補助金申請受付を開始し、令和 6 年度は 12 団体から申請をいただきすべての団体に補助金を交付した。令和 6 年度に事業を実施していく中で、課題も見えたため、この事業を地域がより活用できるよう事業を拡充する。

(1) 拡充の目的

令和 7 年度からの「訪問型支えあい活動支援事業」においては、特に、「訪問型支えあい活動支援事業」の車両を利用した移動支援の補助できる対象経費と補助額を拡充し、車両を利用した移動支援の活動者の獲得や、安全な車両の確保、安心して活動

できる任意自動車保険に加入できる環境などにつなげていくことを目的としている。また、新規立ち上げされた訪問型支えあい活動においては、補助金申請ができる下限活動件数の 60 件に達することができず、補助金申請が出来なかった団体もあったため、新規立ち上げの団体においても、活用していただける事業にする。

(2) 現状と課題

令和 6 年度は 3 地区で、車両を利用した移動支援を実施している。また、移動に関する課題は、多くの地域で抱えているものであり、現在、立ち上げに向けて協議を始めている地域もある。

・車両を利用している団体の活動に関しての現状と課題

- ① 令和 6 年度実施していた一般介護予防で実施する「訪問型支えあい活動支援事業」では介護予防が目的なため、活動者が 65 歳以上で、若い活動者を確保できない。
- ② 自家用車を利用した移動支援を実施している地区の活動において、活動費が不足しているため車両保険がついてない任意自動車保険に加入して活動している。
- ③ 新たに車両を利用した移動支援を検討するには、特に初期費用と人材確保に関する障壁がある。

これら、課題をふまえ、移動支援を依頼する人も、支援する人も安心して安全に活動していただける支援策であること、また、活動団体がよりたち上げしやすいこと、さらに活動者が増え活動の継続ができることを特に考慮すべき点と考え、補助できる対象経費と活動件数、補助上限額を見直した。

(3) 拡充内容

①対象経費

「生活支援」にかかる対象経費は、窓口やコーディネート業務に係る人件費、通信費、事務経費、広報費

「車両を利用する移動支援」にかかる対象経費は、「生活支援」とは別途、保険料、安全運転講習受講費、駐車場代、自動車の賃借料、新たにドライバーへの奨励金。

なお、飲食等にかかる食糧費、活動団体が使用する会館の修繕等にかかる工事費、自動車や不動産の取得に係る経費、市の他の補助制度により、補助を受けている経費については、補助対象外とする。

②補助の活動件数と補助上限額

生活支援に関しては、令和 6 年度は 60 件以上で 2 万円、120 件以上で 4 万円、240 件以上で 8 万円であったが、令和 7 年度からは、20 件以上で 4 万円、150 件以上で 8 万円になり、新規立ち上げがしやすくなるようにしている。

車両を利用した移動支援に関しては、令和 6 年度は 20 件、50 件、100 件刻みで最高 10 万円。令和 7 年度からは、20 件以上で 49 万 2 千円、150 件以上で 142 万 8 千円の補助上限額とする。

車両をリースする場合は、年間 150 件以上の活動団体とするが、リースを利用する場合は、必要経費が高額になるため、新規立ち上げの場合、利用者数が安定するまでに時間を要すること、またリースの契約において、途中解約する経費も配慮すべきと考え、3 年間は活動を継続することとし、活動件数にかかわらず、補助を可能とする。

また、車両を利用した移動支援では、自家用車を用いた場合、150 件以下の活動件数の場合も想定し、150 件以下の活動件数であっても、任意自動車保険に加入していただけるよう予算措置を行っている。

(4) 利用対象者

- ① 介護予防要支援者等 ② 生活支援を必要とする高齢者

(5) 活動範囲

公共交通機関との調整が必要なため、基本的には、各コミュニティ協議会の範囲

(6) 活動報告について

車両を利用した移動支援に対する補助を申請する団体には、実績報告として、移動支援の利用者数、年齢、介護度の報告が必要

(7) 生活支援と移動支援

高齢者の移動手段を確保するための施策を検討する際、道路運送法に抵触していないこと、また、地域公共交通への影響にも配慮することが重要である。そのため、介護分野だけでなく交通政策課との連携と情報共有をしながら、丁寧に事業を進めていく。

道路運送法において、許可登録を必要としない車両による移動支援を考える場合「生活支援」「移動支援」の 2 つの考え方で、地域の活動を考える必要がある。

- ① 「生活支援」は、買い物の支援や通院の支援も行う活動

「生活支援」の場合、は、通常の有償ボランティアで徴収している金額にガソリン代などの実費を追加で徴収することが可能

- ② 「移動支援」は、目的地までのみの移送

「移動支援」の場合は、実費相当を超えない料金設定であれば、道路運送法に抵触しない

実費・・・ガソリン等の燃料代・道路通行料・駐車場料金・保険料・車両借料

1 人当たりの実費・・・(年間燃料代+年間車両借料+年間保険料)÷利用者数

○質疑応答

意見：多くの地区で移動支援が課題である。立ち上げや運転手確保も見据えた補助があるのは、地域活動として立ち上げる一助になる。

3. 協議事項

通いの場支援事業について

(別添資料 令和7年5月28日 生活支援体制整備部会 資料2)

(1) 通いの場支援事業資料説明

- ・通いの場支援事業の目的
- ・部会で出された提案
- ・通いの場に携わる地域住民の意見
- ・事業案

○質疑応答

通いの場支援事業に申請する団体はどんなものでも対象となるのか。

→・認知症カフェ、地域のふれあいサロン、いきいき百歳体操等を想定。

- ・5人以上で構成されている団体
- ・定期的に開催していること

本日の部会の意見を踏まえて、具体案を作成する。

(2) 通いの場支援事業の支援内容についての協議（部会員からの意見）

①対象活動について

- ・月1回以上の活動をしているという申請条件にすれば、申請団体が増加するのではないか。
- ・開催回数によって、補助金に差をつけるのがよいのではないか。

②補助内容について

- ・活動経費の補助が年間1万円は少ないのではないか。
- ・施設利用料の負担をサポートすることが必要。
- ・共同利用施設を利用するためには、段階的に費用が増加する。その費用へのサポートが必要。
- ・共同利用施設が使用できなくなるため、新たな活動先のサポートが必要
- ・公民館の減免の規定が4月から変更されているため、減免が可能ななど公民館との調整が必要。
- ・光熱費を負担すれば、空き家を通いの場として、使用させてくれるのではないか。
- ・SNSを使って、動画の視聴をしながら体操を行っている。広告が入らない動画視聴の会員費を補助の対象にするのはどうか。

③ 支援事業の効果

- ・移動販売と通いの場の活動を連携することで、相乗効果が生まれるのではない
か。
- ・老人会の構成員が少なくなっているため、通いの場支援事業の利用で、老人会
にも若年層を取り入れていきたいと期待をしている。
- ・交流、チャレンジで、要支援状態・要介護状態になるまでの期間を伸ばすこと
ができる。

④ その他の提案

- ・テーマごとの通いの場を構築することで、男性の参加が増加するのではない
か。
- ・シルバー人材センター：退会者の抑制として、スポーツ大会、講座を開いてい
る。また、サークル活動をすることで、シルバー人材センター内の通いの場を
構築している。
- ・老人福祉センターの閉館により、サークルに参加していた方々の活動場所がな
くなってしまっているため、活動の場の開拓が必要
- ・通いの場を活性化させるために、通いの場へ行こうと思えるような宣伝や、有
効な広報が必要である。
- ・子育てサークルとのコラボ等など世代間交流の場にするのがよいのではない
か。

4. その他

(1) かわナビについて

- ・かわナビの現状としては、令和4年3月に運用を開始し、3年が経過。
全体の登録件数は、令和7年3月末時点で3,000件である。
内訳は、介護保険サービス247件、障がい福祉サービス280件、病院・歯医
者・薬局312件インフォーマル2,161件である。
- ・介護予防・健康ポイント事業「笑顔ミライちょきん」の介護予防ポイントの付与
対象活動をかわナビの資源として登録。笑顔ミライちょきんで使用しているアプ
リからかわナビの掲載ページに遷移できるようにしている。

(2) 介護予防・健康ポイント事業「笑顔ミライちょきん」について

- ・令和7年1月から事業を開始。介護予防に資する活動へ参加することによりポイ
ントを獲得でき、高齢者の社会参加を促し、介護予防につなげようとするもので
ある。
- ・令和7年3月末時点でのユーザー数は3,363人、登録団体数は512、登録
活動数は1,358、介護予防ポイントを獲得した人数は1,937人。
- ・令和6年12月に地域活動団体活動者へ説明会を行い、その後、登録申請の受付
を開始。現在も随時、受付を行っており、問い合わせもいただいている状況。

- ・アプリの画面を一部改修し、かわナビのページへ遷移することができるようにすることで、活動の情報を見えていただくことができるようにしている。
- ・かわナビと笑顔ミライちょきんの連携がはじまったばかりのため、活動の情報が掲載されていることの周知をさらに強化していく。また、介護予防に資する活動について、第2層生活支援コーディネーターとともにさらに把握を行い、かわナビと笑顔ミライちょきんの周知に努める。

（3）訪問型支えあい活動支援事業について

- ・令和6年度の訪問型支えあい活動支援事業の申請件数は12件であった。補助金の交付方法は、「概算払い」と「確定払い」の2種類がある。
- ・令和7年5月13日（火）に訪問型支えあい活動交流会を実施。この交流会において、訪問型支えあい活動支援事業補助の拡充について活動団体に説明。
- ・訪問型支えあい活動支援事業補助の拡充に伴い、補助金の申請件数の増加が考えられる。事業周知に取り組み、多くの団体が訪問型支えあい活動に参入、活発に活動が行えるように努める。

5. 次回開催予定

- ・次回の開催予定は、令和7年9月3日（水）を予定。